

東京電力(株) 福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報
平成18年3月3日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障(技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理 など

平成18年3月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	2号機	所内ボイラ室局所空調機(HVH2-7)ダンパー操作器用電磁弁(SV-76-20)の点検時、電磁弁の内部より異音が認められたため、当該弁を修理	
2	2号機	所内ボイラ室局所空調機(HVH2-7)過熱コイル蒸気流量調整弁用電磁弁(SV-76-HVH2-7)の点検時、排気孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	
3	2号機	所内ボイラ室局所空調機(HVH2-7)過熱コイル蒸気流量調整弁用調整器(MV-76-HVH2-7)の点検時、ポジションナーのパイロットリレーガasket部よりエアリーク及び圧力ゲージの不良が認められたため、当該部を修理	
4	2号機	廃棄物処理建屋床ドレンサンプ(A)ポンプ(A)の浸透探傷検査時、インペラー(2段目)の一部に指示模様は認められたため、当該部を修理	
5	2号機	雑固体廃棄物常設集積所において、投棄基準の線量当量率を超過している廃棄物(ウエス)が発見されたため、廃棄物を回収及び対応検討	
6	2号機	定格発電機出力を維持するための原子炉出力調整操作時、発電機出力が増加しない事象が発生したため、原因を調査	
7	3号機	主蒸気(D)系ドレン配管(50A-MS-28)において、保温材の破損が認められたため、保温材を修理	
8	3号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)の油タンクオーバーフローサイトグラス内において、ビニール片を発見したため、回収及び対応検討	
9	4号機	タービン補機冷却水系水素冷却器(B)出口弁(V-36-42B)において、開度指示計の破損が認められたため、当該指示計を修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	5号機	発電機防災用窒素ポンベ室の分電盤において、電線管の腐食が認められたため、電線管を点検・修理	
11	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ(B)用潤滑油タンクのカス抽出器(B2)において、ファンのケーシング部よりのにじみが認められたため、当該部を点検・修理	
12	6号機	給復水系給水流量差圧変換器(A・B)の耐圧漏えい試験時、低圧側テスト弁よりシートリーク(2箇所)が認められたため、当該弁を修理	
13	6号機	残留熱除去ポンプ(6B)の電動機点検時、主電源用フレキシブル電線管に亀裂が認められたため、当該電線管を交換	
14	6号機	ドライウエル床ドレンサンプ隔離弁(AO-13-F018)の点検時、制御空気供給フィルタよりエアリークが認められたため、当該部を修理	
15	6号機	可燃性ガス濃度制御系再循環ガス流量変換器(FT-T49-N006A-2)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	
16	6号機	非常用ガス処理(A)系流量制御電空変換器(I/P-26-30.3A)の点検時、計器内部のエア配管とパイロットリレーの接続部よりエアリーク(微量)が認められたため、当該部を修理	
17	その他	定例点検工事に伴う設計数量変更において、実施額の超過承認前に作業指示を出してしまったことが認められたため、実施変更承認及び数量変更手続きを実施	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話:0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで